

## 5. 配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、表5-1に示すとおりです。

調査は、既存資料に基づき表5-1の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5-1に調査の結果として記載しました。

複数案のルート設定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標の達成度について、経済面、社会面、環境面等を総合的に比較検討し、表5-2及び図 5-1に示すルートを選定しました。

案毎に選定された環境要素の影響の程度は表5-3に示すとおりで、道路整備を行う場合に最も気をつけることが重要であると住民が考えている大気質、騒音及び超低周波音等については、ルート1（市街地北部ルート）の方がルート2（市街地通過ルート）よりも影響を与える可能性が少ないと評価しました。また、植物についてはルート1に、動物、重要な史跡等についてはルート1とルート2のルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があると評価しました。

そこで、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り動物の重要な種の生息地等や植物の重要な種・群落の生育地等、重要な文化財等を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、配慮書以降の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討することとしました。

表5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒音及び 超低周波音	市街地・集落等 <sup>※1</sup>	既存資料	DID 地区 <sup>※7</sup> と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
動物				
植物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種の生息地 <sup>※2</sup>	既存資料	重要な種の生息地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
生態系	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種 <sup>※3</sup> ・天然記念物 <sup>※4</sup>	既存資料	重要な種・群落の生育地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
	自然公園等 <sup>※5</sup>	既存資料	自然公園等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	重要な文化財等 <sup>※6</sup>	既存資料	重要な文化財等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
-------	-----------------------	------	----------------------	--------------------------

注) 集落・市街地等や重要な種の生息地等は図 5-1に示す。

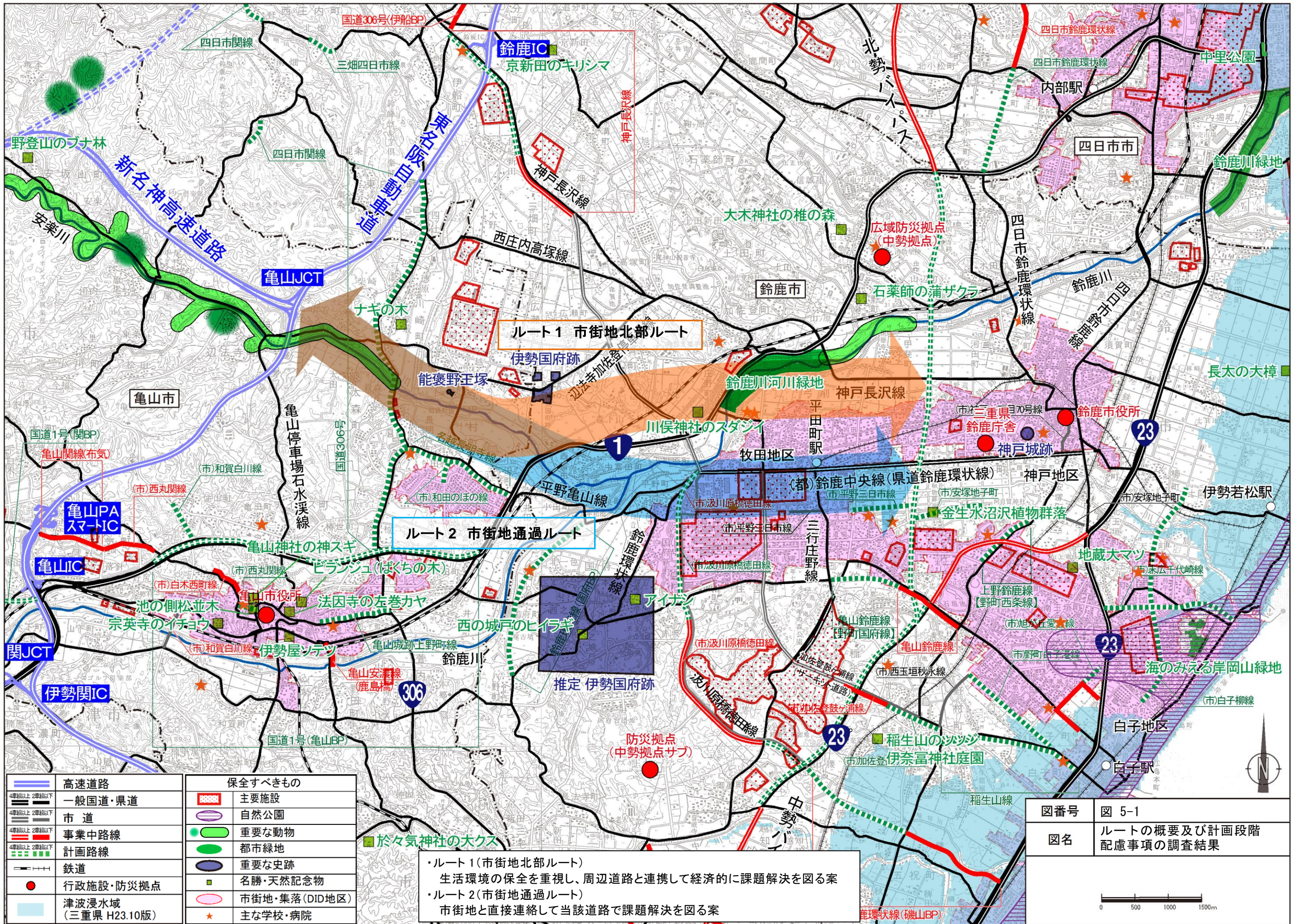
- ※1) 集落・市街地、主要企業、工業団地、大規模集客施設の既存資料：平成 22 年度国勢調査（総務省）、縮尺 1/25,000 都市計画図（平成 24 年）からの読み取り、北勢工場適地概要図、学校名簿（平成 24 年）、病院台帳（平成 25 年）
- ※2) 重要な種の生息地等の既存資料：第 2 回自然環境保全基礎調査（三重県動植物分布図）（昭和 56 年）、三重県自然環境保全調査書 付属Ⅲ（三重県内の貴重な野生動物の生息地）（昭和 51 年）
- ※3) 重要な植物種の既存資料：鈴鹿市の自然（平成 20 年）、亀山市の自然（平成 22 年）
- ※4) 天然記念物の既存資料：指定文化財一覧表（亀山市）（平成 25 年）、教育便覧 2012《教育すずか》（平成 24 年）
- ※5) 自然公園の既存資料：平成 24 年版環境白書（三重県）（平成 24 年）
- ※6) 重要な埋蔵文化財の既存資料：亀山市遺跡地図（平成 21 年）、鈴鹿市内遺跡・文化財分布地図（平成 25 年）、鈴鹿市考古博物館年報（第 5 号、平成 14 年度版）
- ※7) 人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

表5-2 ルートの概要

複数案		ルートの概要
ルート 1	市街地北部ルート	生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案
ルート 2	市街地通過ルート	市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

表5-3 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

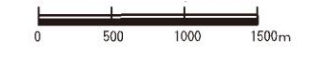
環境要素	ルート1 (市街地北部ルート)	ルート2 (市街地通過ルート)
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を概ね回避するものと予測する。</li> <li>大気質に影響を与える可能性はあるが、ルート2よりも小さいと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を通過するものと予測する。</li> <li>大気質に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>
騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を概ね回避するものと予測する。</li> <li>騒音及び超低周波音に影響を与える可能性はあるが、ルート2よりも小さいと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を通過するものと予測する。</li> <li>騒音及び超低周波音に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。</li> <li>動物に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。</li> <li>動物に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、名勝、重要な植物群落を概ね回避するものの、天然記念物を通過するものと予測する。</li> <li>植物に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、名勝、天然記念物や重要な植物群落を概ね回避するものと予測する。</li> <li>植物に影響を与える可能性はあるがルート1よりも小さいと評価する。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。</li> <li>生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。</li> <li>生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。</li> </ul>
(参考) 関連する調査項目		
重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。</li> <li>重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。</li> <li>重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。</li> </ul>



	高速道路		保全すべきもの
	一般国道・県道		主要施設
	市道		自然公園
	事業中路線		重要な動物
	計画路線		都市緑地
	鉄道		重要な史跡
	行政施設・防災拠点		名勝・天然記念物
	津波浸水域 (三重県 H23.10版)		市街地・集落(DID地区)
			主な学校・病院

・ルート1(市街地北部ルート)  
 生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案  
 ・ルート2(市街地通過ルート)  
 市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

図番号 図 5-1  
 図名 ルートの概要及び計画段階  
 配慮事項の調査結果



## 6. 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は、表6-1に示すとおりです。

表6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
対象事業実施区域の設定	<p>今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑧の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、以下の①～③の区域は、環境保全の観点から法令等により指定された地域若しくは対象又は環境保全上の配慮が特に必要な対象であることから、十分配慮すること。</p> <p>① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校及び社会福祉施設を含む）</p> <p>② 鳥獣保護区</p> <p>③ 天然記念物（川俣神社のスタジイ）</p> <p>④ 市街地及び集落</p> <p>⑤ 重要な動物の生息地</p> <p>⑥ 主要な河川（鈴鹿川及び安楽川）</p> <p>⑦ 都市緑地（鈴鹿川河川緑地）</p> <p>⑧ 重要な史跡（能褒野王塚及び伊勢国府跡）</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減した。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮する。</p>
環境影響評価の項目の選定	<p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の①～⑧の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目（地下水を含む）から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史的文化的な遺産、廃棄物等を選定した。</p>
大気質及び騒音等	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれら施設等への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設等に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過するルート2は、ルート1と比較して、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート2を採用する場合、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過する区間において、これら施設等に十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等に対する大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p> <p>なお、本事業においては、ルート2は選定していない。</p>

表6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動物及び植物	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、オオタカ等の猛禽類、ネコギギ、カワバタモロコ等の淡水魚、カワヂシャ等の植物等重要な動植物が生息・生育している可能性が高いことから、これら重要な動植物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>特に、重要な水生生物及び希少猛禽類については、以下について留意すること。</p> <p>① 河川、水路、水田等に生息する淡水魚等重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定すること。</p> <p>② 希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減すること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、水生生物や希少猛禽類を含む重要な動植物の生息・生育地への影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p>
景観	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画の区域に含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、周辺の景観特性と調和した構造を採用する等、地域の景観に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画に基づき、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p>
人と自然との 触れ合いの活動の場	<p>ルート1及びその周辺の地域は、鈴鹿川河川緑地等が含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設の人と自然との触れ合いの活動の場としての機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p>

## 7. 配慮書の案又は配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

### 7.1. 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

#### 7.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成 25 年 12 月 20 日～平成 26 年 1 月 20 日（第 2 回））の概要と都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。

表 7.1-1(1) 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・排気ガス対策を行ってほしい。</li> <li>・生活環境に配慮してほしい。</li> <li>・大気汚染や騒音は最大限、防止措置を講じてほしい。</li> <li>・郊外の住宅団地にも考慮してほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 2 件</p>	<p>本事業の目的や道路が果たすべき機能を勘案しながら、大気質や騒音等の生活環境に実施可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、実施可能な範囲で住宅団地や既存の集落等の位置に配慮して、検討を進める。</p>
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<small>かなしろうず</small>金生水の貴重な水生植物への影響は 100% ないよう願います。</li> <li>・自然環境は残してほしい。人間のエゴでの道路づくりはやめてほしい。</li> <li>・開発する上で動植物をきちんと守ってほしいです。</li> <li>・希少な植物群を破壊しないようにしてほしい。</li> <li>・自然環境の保全は欠かせない。</li> <li>・環境の保全の見地から<small>かなしろうずしやうたぐ</small>金生水沼沢植物群落を保全してほしい。</li> <li>・鈴鹿川の環境保全を協力していただけたらと思います。（いろいろな生き物が生息していますので）</li> <li>・川の周辺は狐や蛍の生息（確認済）、<small>ふじがき</small>藤袴やナデシコ等の自生（未確認）があるらしいので、調査をおこない、生態への影響を可能な限り最小限に留めてほしい。</li> <li>・動植物への影響をなるべく少なくしてほしい</li> <li>・山中に住む動物達への影響を今以上に考える必要がある。</li> <li>・自然を保全しながらの道路整備を実現してほしい</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 7 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<small>かなしろうずしやうたぐ</small>金生水沼沢植物群落（国指定）等の天然記念物についてはできる限り影響しないよう配慮して、道路計画の検討を進める。</li> <li>・具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で道路計画に反映する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林伐採は避けて欲しい。</li> <li>・今あるものを利用して、自然は残して欲しい。</li> <li>・子供たちが楽しみ学べる自然環境を残して欲しい。</li> <li>・自然との調和のとれた道路計画にして欲しい。</li> <li>・能褒野台地の田園風景を保全して欲しい。</li> <li>・茶畑を保全して欲しい。</li> <li>・道路周辺の景観に配慮して欲しい。</li> <li>・道路周辺の景観や（人だけでなく動物を含めた）交通安全に注力して欲しい。</li> <li>・健康被害など市民生活を第一に考えた道路計画にして欲しい。</li> <li>・公共交通機関の整備や地球温暖化防止のために車を減少させる方策を推進して欲しい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 5 件</p>	<p>具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で道路計画に反映する。</p>

表7.1-1(2) 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と  
都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

(参考) 関連する調査項目

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>能褒野台地の田園風景と史跡に配慮してほしい。</li> <li>日本武尊神話の地、能褒野地区は現況以上に大切に扱ってほしい。</li> <li>能褒野神社は残してほしい。</li> <li>重要な史跡の範囲として、国府地区が大きく示されているが、広瀬地区（伊勢国府跡周辺）の方が存在することが周知の史跡である。現在の史跡指定範囲のみならず、将来的な指定候補地・景観の保全を蔑ろにするべきではない。</li> <li>伊勢国司跡などの史跡の保護に万全を期するとともに、予定されるルート上の史跡調査を詳細に行ってほしい。</li> <li>神戸城跡は残してください。</li> <li>重要な史跡を守ってほしい。</li> <li>重要な史跡は大事なものであるから避けてほしい。</li> <li>貴重な史跡は残してほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">他 5 件</p>	能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り変更しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。

### 7.1.2. 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解

計画段階配慮事項に関する聞き取り（ヒアリング調査：平成 25 年 9 月 18、19、24 日）による三重県教育委員会、鈴鹿市環境部・文化振興部（考古博物館）、亀山市まちなみ文化財室、亀山市教育委員会等からの参考意見と都市計画決定権者の見解は、表7.1-2に示すとおりです。

表7.1-2 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	関係機関からの意見	都市計画決定権者の見解
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネコギギについて毎年生息調査を実施しており、事業実施想定区域周辺でも生息が確認されているため十分な注意が必要。</li> </ul>	ネコギギについては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、分布を把握した上で、実施可能な範囲で道路計画に反映する。

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>能褒野王塚古墳については宮内庁管理であり、重要度は非常に高い。</li> <li>能褒野王塚古墳周辺にも小さな古墳もあり、十分な注意が必要。近接して建設する場合でも景観に影響がでると考えられる。</li> <li>伊勢国府跡のうち、国指定史跡として指定されている政庁跡などを中心とする範囲については道路をかけない事を望む。</li> <li>伊勢国府跡推定地については、推定地の中心部分付近で重要な遺跡が発掘される可能性があるため、道路をかけない事を望む。</li> <li>景観にも配慮する必要があり、遺跡の発掘状況によっては工法変更などを求める場合がある。</li> <li>鈴鹿市では古墳や古墳群として残されている文化財が少ないことから、道路線形の検討にあたっては十分な配慮を願う。</li> </ul>	能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り変更しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。
-------	--	---



## 7.2. 配慮書についての関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解

方法書において記載した、配慮書についての三重県知事、鈴鹿市長、亀山市長の意見と都市計画決定権者の見解は、表7.2-1～表7.2-3に示すとおりです。

表7.2-1(1) 配慮書についての三重県知事意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
大気質及び騒音等	<p>(1) ルート1及び2並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれらの施設への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの施設に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>(2) ルート2は市街地及び集落を通過し、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート2を採用する場合、詳細なルート・構造の検討に当たっては、このことに十分配慮すること。</p> <p>一方、ルート1は市街地及び集落を概ね回避しているものの、その周辺地域は比較的静穏な環境であると考えられることから、ルート1を採用する場合においても、詳細なルート・構造の検討に当たっては、静穏な環境の維持に十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。</p> <p>なお、本事業においては、ルート2は選定していない。</p>
水質	<p>(1) 動植物には水の動きが大きな影響要素となることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の情報を把握したうえ、地下水質、地下水位及び湧水等に十分配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 造成に伴い河川への雨水流出量の増加が懸念されることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域をできる限り変更しないよう配慮すること。また、河川への負荷がかからないよう、必要に応じて流出抑制対策を検討すること。</p> <p>(3) ルート1が通過する鈴鹿川河川緑地付近には鈴鹿市の水道水源地が存在するため、ルート1を採用する場合十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地下水質、地下水位、湧水及び水道水源地等への影響に配慮するとともに、排水計画において河川への負荷に配慮する。</p>

表7.2-1(2) 配慮書についての三重県知事意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
植物・動物・生態系	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、三重県自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種であるカワバタモロコをはじめ、さまざまな絶滅危惧種が過去に記録されていることから、方法書以降の手続きにおいては、野生動植物種の調査を綿密に行うこと。</p> <p>なお、調査に当たっては、以下について留意のうえ行う必要がある。</p> <p>① ネコギギ等の魚類を含む動物については、現在知られている生息地からの移動の可能性についても考慮すること。</p> <p>② この地域の水田や水路は、鈴鹿川からの導水や湧水の影響から生物の多様性が高いと考えられること。</p> <p>③ ルート1の亀山市田村町付近から鈴鹿市庄野町付近は、安楽川・鈴鹿川の氾濫原である低地から丘陵地にかけて、田畑、雑種地、林地等多様な自然環境が混在し、ほ乳類、鳥類等の動物相が比較的豊かな可能性があること。また、丘陵地と低地部分の境界部分は地下水が滲出しているところが存在し、東海丘陵要素と呼ばれる湿地性植物等が自生している可能性があること。</p> <p>④ ルート1の鈴鹿川の河川の草地では、近年、新種の甲虫（コガネムシ）が発見されていること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査を行い、動植物等への影響について配慮する。</p>
地質・地形	<p>亀山市、鈴鹿市の西部からはミエゾウなどの化石が多く見ついているため、事業の進捗に合わせて、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、必要に応じて、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取する。</p>
景観	<p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、<sup>のぼ</sup>能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡や遺跡のほか、庄野宿等のまちなみ景観があることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、地域の景観に十分配慮すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画に基づき、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮する。</p>
土壌・地下水	<p>ルート2及びその周辺の地域は、海軍工廠跡地であり、土壌及び地下水汚染のおそれがある地域であることから、ルート2を採用する場合十分配慮すること。</p>	<p>本事業においては、ルート2は選定していない。</p>

表7.2-2 配慮書についての鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
環境影響評価方法書においては、事業（工事の実施並びに道路の存在及び供用）による環境影響を網羅し、予測及び評価し、特に、自然環境（文化財、重要な植物群落・動物生息地）、生活環境及び水道水源への影響をできる限り、回避、低減した整備計画の検討を求める。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、自然環境、生活環境等への影響に配慮する。
具体的なルート及び構造の選定までの早い段階で、水道水源及び文化財（天然記念物、伊勢国府跡及び鈴鹿川左岸台地辺縁部の群集墳等）への影響及び対策について協議を求める。	水道水源及び文化財等についてはできる限り変更しないように努めるとともに、適切な事業段階において必要に応じ関係機関と十分に協議・調整を行う。

表7.2-3 配慮書についての亀山市長意見と都市計画決定権者の見解（方法書の再掲）

亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
影響が少ないと予測される環境要素についても、周辺の環境保全の観点から、可能な限り配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境への影響に配慮する。 なお、選定した環境影響評価の項目は、方法書の第8章に記載した。
亀山市内における建設予定ルート付近には、住宅が密集していることから、計画段階配慮事項にも明記されているように、大気環境（大気質・騒音・低周波・振動）について配慮いただきたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
開発箇所や周辺において希少な動植物が生息している可能性がある。 これら動植物や地域の生物多様性に留意して、その保全対策について、今後も引き続き十分な調査を行い必要な対策についてさらに検討を加えていただきたい。	動植物については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
第4水源の取水井があり、工事によって地下水の水脈等が変化する恐れがあるため、配慮願いたい。 又、上水道の送配水管も市道等に埋設してあることから計画段階で考慮願いたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地下水の水脈への影響、水道の取水井や送配水管等の位置に配慮する。
道路建設による雨水排水量の増大等に伴い、水路等の既存施設や施設に隣接する地域について少なからず影響が考えられることから、検討対象に加える等の配慮をいただきたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、排水計画において河川への負荷に配慮する。

## 8. 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書について、環境影響評価法第七条に基づき平成 27 年 11 月 10 日から平成 27 年 12 月 9 日まで縦覧に供し、平成 27 年 12 月 24 日まで意見を求めたところ、同法八条第一項に基づく環境の保全の見地からの意見が 5 件提出されました。環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表8-1に示すとおりです。

表8-1 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>計画路線の幅は広く示すのではなく、正式なルートを決定して、地元への影響と環境調査をするべきである。</p>	<p>方法書で示したルートは、「都市計画の概略の案」であり、都市計画の構想段階において決定する、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等となります。都市計画の詳細計画段階において決定する、具体的なルートの位置や道路構造については、「都市計画の案」として「3. 都市計画道路事業の目的及び内容」の「3.2. 都市計画対象道路事業の内容」に示しています。また、調査及び予測・評価の結果についても、評価書「11. 環境影響評価の結果」の各項目に示しています。</p>
<p>動植物合計で 639 種類とあるが、詳細な生息状況を調査するのか。調査できないのなら、猿・野良猫対策の問題も調査対象に入れるべきである。</p>	<p>方法書には既存資料調査で確認された種のみを示しており、現地調査による動植物の生息・生育状況の結果は、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.8. 動物」、「11.9. 植物」に示しています。なお、猿や野良猫等の害獣対策は、環境影響評価の対象とはしていません。</p>
<p>インターチェンジを何処に設置されるのかが一番の関心ごと。インターチェンジを設置した場合の付近住民への影響と環境調査を完璧に実施して公表してほしい。</p>	<p>方法書で示したルートは、「都市計画の概略の案」であり、都市計画の構想段階において決定する、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等となります。都市計画の詳細計画段階において決定する、具体的なルートの位置や道路構造（インターチェンジの位置を含む）については、「都市計画の案」として準備書段階で示します。 調査及び予測・評価の結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の各項目に示しています。</p>
<p>防音壁を設置した場合と設置しない場合の環境調査も実施してほしい。</p>	<p>自動車の走行に係る騒音については、遮音壁を含む環境保全措置の検討結果を含め、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.2. 騒音」に予測・評価の結果を示しています。</p>
<p>能褒野町内は高台ではなく、排水が悪い。浸水被害のない計画を要求する。</p>	<p>排水計画については、事業実施段階で検討します。</p>

## 9. 方法書についての三重県知事及び関係市長の意見と都市計画決定権者の見解

方法書について、環境影響評価法第十条第一項に基づく環境の保全の見地からの三重県知事意見、並びに関係市長意見、及びそれらに対する都市計画決定権者の見解は表9-1、表9-2及び表9-3に示すとおりです。

表9-1(1) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
(総則的 事項)	<p>詳細なルートや構造等の設定においては、社会面、経済面のほか、環境面にも可能な限り配慮するとともに、今後の詳細なルートや構造等の設定に鑑みながら適切に調査地点を設定して調査、予測、評価を行うこと。</p>	<p>詳細なルートや構造等の設定においては、計画段階評価の結果を踏まえ、有識者委員会での検討等を踏まえ、社会面や経済面、環境面にも可能な限り配慮しています。準備書作成に至る検討経緯については、「3. 都市計画道路事業の目的及び内容」に示しています。</p> <p>詳細なルートや構造等の設定を踏まえ、適切に調査地点を設定して調査、予測、評価を行いました。予測・評価の結果及び事後調査の検討結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の各項目に示しています。</p>
	<p>準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。</p>	<p>準備書において環境影響評価項目として選定した項目は、「10. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に示しています。</p>
	<p>予測、評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしながら、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。</p>	<p>予測、評価にあたっては、既存の文献や類似事例等を参考にしながら、環境影響については生活環境基準値との比較等から可能な限り定量的な予測を行いました。また、予測、評価結果に不確実性を伴うと考えられた動物、植物、生態系については、事後調査を計画しました。</p> <p>予測・評価の結果及び事後調査の検討結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の各項目及び「12. 事後調査」に示しています。</p>
大気質、 騒音、 振動、 水質	<p>環境保全措置を計画する場合には、措置の内容を具体的に記載するとともに、その検討した経緯及び選択した環境保全措置の不確実性についても明らかにし、事後調査を計画すること。</p>	<p>環境保全措置の検討にあたっては、可能な範囲内で内容を具体的に記載しました。また、環境保全措置に不確実性を伴うと考えられた動物、植物、生態系については、事後調査を計画しました。</p> <p>環境保全措置及び事後調査の検討結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の各項目及び「12. 事後調査」に示しています。</p>
	<p>工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動、悪臭及び濁水等の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。また、将来交通量や車種構成、インターチェンジの形状、維持管理方法等の諸条件を明確にしたうえで、供用時の環境影響を予測、評価すること。</p>	<p>準備書において、工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動及び濁水等については予測及び評価を実施し、可能な限り影響を低減するよう配慮しました。また、将来交通量や車種構成、インターチェンジの形状等の諸条件を明確にしたうえで、供用時の環境影響を予測、評価しました。</p> <p>大気質、騒音、振動、水質の予測・評価の結果については評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11. 1. 大気質」、「11. 2. 騒音」、「11. 3. 振動」及び「11. 5. 水質」に示しています。</p> <p>なお、維持管理方法については、詳細設計の段階で検討します。</p>

表9-1(2) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
水質、動物、植物、生態系、水生生物	<p>(1) 事業実施区域における地下水の水位や流動方向等について、既存データの収集や既存井戸での調査等により把握し、鈴鹿川周辺に存在する水道水源や、動物、植物、生態系及び水生生物への影響を可能な限り回避・低減すること。</p>	<p>都市計画対象道路事業のルートや構造の検討にあたっては、事業実施段階において必要に応じ調査を行い、地下水の水脈、水道の取水井、動植物等への影響が生じないよう、十分に配慮します。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域は水沢扇状地の端部を通過しますが、盛土構造若しくは高架構造で通過すると想定されており、地下水への影響は極めて小さいと考えています。</p>
	<p>(2) 動物、植物、生態系及び水生生物への影響の予測及び評価は、水質の調査結果を関連付けて行うよう努めること。</p>	<p>動物、植物及び生態系については、科学的知見や類似事例を参考に予測を行いました。また、次に示す一般的な環境保全方針を踏まえて評価を行いました。一般的な環境保全方針については、「3. 都市計画道路事業の目的及び内容 p3-13～14」に示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土工部の工事実施時は、土工部からの濁水及び土砂の流出に配慮します。</li> <li>・河川域内における工事実施時は、河川及びその周辺への濁水及び土砂の流出に配慮します。</li> </ul> <p>動物、植物、生態系の予測・評価の結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11. 8. 動物」、「11. 9. 植物」及び「11. 10. 生態系」に示しています。</p>
地形・地質、植物	<p>東海層群から生じる湧水等によって湿地化した土地では、重要種が存在する可能性があることに留意して、植物の調査を行うこと。</p>	<p>植物の調査範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考として、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から 100m 程度の範囲を目安に実施しており、湿地性の種も確認しています。</p>
地形・地質	<p>東海層群からはゾウやワニ等の化石が出土しているため、事業の進捗に合わせて地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取し、事業を進めること。</p>	<p>東海層群からはゾウやワニ等の化石が出土しているため、事業の進捗に合わせ、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取します。</p> <p>なお、準備書における専門家からの助言を聴取した結果、一般的な環境保全方針として、工事の実施に伴いゾウやワニ等の化石が発掘された場合は、工事を一時的に中断するとともに、関係機関へ速やかに連絡を行うこととしています。一般的な環境保全方針については、「3. 都市計画道路事業の目的及び内容 p3-13～14」に示しています。</p> <p>地形及び地質の予測・評価の結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11. 6. 地形及び地質」に示しています。</p>

表9-1(3) 三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
陸生動物	(1) 昆虫は場所、時期、時間によって発生状況が異なるため、可能な限り多くの地点、時期、時間で調査を行うこと。また、調査においては採取のうえ標本として保存するよう努めること。	昆虫の調査としては、踏査による直接観察及び採取の他、5 地点においてトラップ法による採取を実施しました。調査は、春季、夏季、秋季の3回実施しました。また、ホタル類を対象とした夜間調査も行いました。現地の環境を踏まえ、適切な地点、時期及び時間で調査を行い、可能な限り多くの種を確認するように努めました。なお、同定の難しさと貴重性の観点から、標本の保存は必要に応じて行いました。
	(2) 事業実施区域やその周辺にはイヌワシ、クマタカ、オオタカ等の天然記念物、希少種がいるため、営巣や採餌場について詳細な調査を行うこと。	文献調査において、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等の希少な猛禽類の生息が把握されたため、猛禽類の詳細な現地調査を行いました。調査範囲は事業実施区域より2 km程度とし、2 営巣期の調査を行いました。
	(3) 道路の存在が動物の生息域を分断することに留意して、他の道路事業での事例を参考として調査、予測、評価を行うこと。	動物の予測にあたっては、重要な種等の生息地が消失・縮小する程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測しました。 動物の調査、予測及び評価結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.8. 動物」及び「11.10. 生態系」に示しています。
水生生物	ネコギギの調査については、各種団体の調査等の情報を幅広く収集し、綿密な調査を行うよう努めること。	各種団体の調査等の情報を幅広く収集したところ、当該地域でのネコギギの生息情報が確認されました。このため、ネコギギを対象とした現地調査を実施しましたが、ネコギギは確認されませんでした。
景観	景観資源である東海道や、能褒野 <sup>のぼの</sup> 王塚古墳等への景観に可能な限り配慮してルートや構造等を設定すること。特に、東海道に存在する庄野宿は歴史的なまちなみ景観として重要であることから、十分配慮すること。	都市計画対象道路の平面計画は、できる限り史跡（能褒野王塚古墳、庄野宿等）等の通過を避けた計画としています。 なお、能褒野 <sup>のぼの</sup> 王塚古墳については、能褒野橋からの景観に係る予測及び評価を実施し、眺望景観に変化が生じることから、環境保全措置を実施することにより周辺景観との調和を図るものとしています。 また、庄野宿については、歴史的文化的な遺産として、景観への影響を含む予測評価を行い、眺望景観の変化の程度は小さいと予測しています。 予測・評価の結果については、評価書「11. 環境影響評価の結果」の「11.11. 景観」及び「11.13. 歴史的文化的な遺産」に示しています。

表9-2(1) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
全般	(1) 該当項目の実施に当たり、工事中及び供用後において、複数の環境保全対策を比較検討し、予測及び評価を行うこと。	環境要素ごとに、工事中、供用後の影響評価の必要性を勘案し、予測を行いました。その結果、環境影響を及ぼすことが予測された項目は、既往事例等において採用実績のある環境保全措置を整理し、本事業における効果を検討した上で、環境保全措置を決定しました。
	(2) 計画交通量や車種構成等の予測条件等に係る不確実性が存在することから、新たに予測地点を設定することも含めて、供用後において事後調査を行うこと。また、環境影響評価を行う過程で新たな事実が生じた場合においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。	供用後に、計画交通量等の予測条件が当初の想定と著しく異なった場合は、必要に応じ調査を実施し環境の状況を把握します。なお、環境影響評価の項目及び手法については、方法書で提示した内容に基づき実施しており、追加が必要となる項目はありませんでした。
大気・騒音・振動・低周波音	工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動、悪臭等については、その影響をできる限り低減するように配慮すること。	工事に実施に伴う粉じん等への影響については、できる限り低減するよう配慮します。
騒音、振動	沿道の状況及び道路構造に応じて、騒音については平面分布予測及び断面分布予測を行い、振動については平面分布予測を行い、適切に評価を行うこと。	騒音については、IC、JCTの特殊部は平面予測を行い、予測結果を平面コンター図で示しています。単路部は、断面予測を行い、予測結果を断面分布図で示しています。振動については、平面予測手法が確立されていないため、断面予測を行っています。
騒音	自動車の走行に伴う騒音のみならず、橋梁、高架構造物音及び反射音についても加味して予測及び評価を行うこと。	騒音予測については、橋梁部において、構造物音を考慮して予測を行っています。反射音については、橋梁部の直下に並走する道路がなく、反射による影響は小さいと考えられます。
水質	工事施工時における濁水の流出による水質の変化及び路面凍結防止剤等の薬剤の影響による水質への影響を予測及び評価を行うこと。	工事中の盛土施工を想定した予測・評価を行っています。 凍結防止剤による影響については、既往研究にてほとんど影響がないことが確認されているため、現時点では影響は小さいと考えています。ただし、著しい環境影響を及ぼすことが明らかとなった場合は、環境保全のための適切な措置を講じます。
地形・地質	水道水源への影響が最小限になるよう、その影響及び対策について、協議のうえ、予測及び評価を行うこと。	今後、設計を実施する段階で、地下水脈への影響を把握し、関係機関への事前協議を行います。
景観・人と自然との豊かな触れ合い	景観資源の概要について、景観資源に東海道、伊勢街道、椿大神社、神戸城跡を追加すること。	景観資源の調査対象範囲である都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度に含まれる東海道、伊勢街道、神戸城跡を追加しました。



表9-2(2) 鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
景観	<p>景観の調査及び予測について、方法書に記載されている主要な眺望点以外に、景観資源周辺の景観変化が確認できる地点及び、自然的景観を最背面とした時、景観資源、対象道路が順に見える地点を、調査地点に設定するなど、眺望景観や圍繞景観への影響を評価することが望ましい地点を考慮し、調査地点に追加すること。</p>	<p>景観資源として鈴鹿山脈や水沢扇状地を背面として望むことができる地点を、眺望景観及び圍繞景観の両面から調査地点として設定し、予測・評価を行いました。</p>
動物、植物	<p>道路の照明について、植物及び動物のほか、生活環境への影響を調査、予測及び評価を行い、環境影響の少ない照明器具の導入など適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>予測の結果、ゲンジボタル等への影響が想定されたため、環境保全措置として、ルーバー付き照明器具等を設置します。</p>
歴史	<p>文化財（天然記念物、伊勢国府跡及び鈴鹿川左岸台地辺縁部の群集墳等）への影響が最小になるよう、その影響及び対策について協議のうえ、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>天然記念物や史跡については、可能な限り影響を回避した平面計画としています。埋蔵文化財包蔵地については、今後、設計を実施する段階で、変更を極力抑える計画としていますが、影響を回避できない場合は、発掘調査による影響の詳細な検討を実施します。その上で、関係機関に協議を行い、必要な措置を講じます。</p>
動物、植物、生態系	<p>動物、植物及び生態系について、現地調査の実施においては、予め把握した地域や生態系の特性を十分踏まえるとともに、調査地点、範囲、ルート及び時期等の選定に当たっては配慮すべき種の生息・生育環境及び生活史を適切に考慮すること。</p>	<p>動植物の現地調査にあたっては、対象地域に生息・生育する可能性のある種を文献調査等により把握した上で、これらの種を確認できるルート、時期、手法を検討し、実施しました。調査計画については、専門家の助言も踏まえ検討しています。</p>

表9-3(1) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
全般	(1) 都市計画道路建設における県の「3つの政策目標」を確実に遂行できるよう、経済的、社会面のみならず、環境面においても十分配慮いただき、経済的・効果的な道路ネットワークの早期実現を図りたい。	環境面においては、技術基準や他事例を参考とし、専門家、関係機関等の様々な意見も踏まえ、慎重な予測・評価の実施に努めました。
	(2) (仮称)都市計画道路鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価方法書に対する縦覧意見については、真摯に対応いただきたい。	いただいた意見に対しては、対応状況を見解として整理しました。
	(3) 計画区域に対する雨水の現状や生態系など、現況の様々な生活環境・自然環境の実態を可能な限り把握し、今後の計画決定に活かしていただきたい。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の自然的、社会的状況を4章に地域特性として整理しており、これらを踏まえ、予測・評価を実施しました。
	(4) 今後の詳細なルート設定を鑑みながら、方法書に示された環境要素の区分に対して、本方法書の調査方法を基軸に、的確な調査ポイントを設定し、影響要因の予測を行われたい。	方法書に記載の調査方法に基づき、環境要素ごとの特性や地域特性を踏まえて調査地点や調査ルートを設定し、調査を実施しました。
	(5) ほぼすべての調査範囲が、南北1kmの事業実施区域となっているが、実際のルート設定に鑑み、各調査項目に対し、必要に応じて調査範囲を広げていただきたい。	調査範囲については、「道路環境影響評価技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)を参考として、調査項目ごとに設定しています。景観では、調査対象範囲を都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度とするなど、調査項目ごとにその特性を踏まえて広域的に調査を実施しました。
騒音・振動	大気環境における騒音・振動については、ルート・形状が決定した後、需要予測を加味した上で、予測を行っていただきたい。特に、インターチェンジについては特殊箇所となるため、形状など諸条件を明確にし、予測いただきたい。	大気質・騒音・振動の予測に使用した計画交通量は、将来の交通需要を考慮した2030年の交通量推計結果です。また、インターチェンジ等の特殊箇所においては、道路の形状等を考慮した大気質、騒音の平面予測を行いました。
水環境	水質の調査地点においては、工事範囲である安楽川・鈴鹿川を主軸として工事の影響を確認できる場所を設定するとともに、動植物調査地点との相関も考えながら選定いただきたい。	水質の調査地点は、調査地域において水質の状況を適切に把握できる地点として、都市計画対象道路実施区域が渡河すると考えられる箇所の下流側を選定しました。また、水質の影響を最も受けやすいと考えられる魚類の調査地点の付近に調査地点を設定しました。

表9-3(2) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
地形・地質	<p>(1) 地下水・湧水など、工事施行・供用に対して、環境に影響を与える可能性があるが、方法書に記載のない環境要素の区分については、既存文献等による情報収集や必要に応じての現地調査を行い、可能な限りその内容を準備書に公表いただきたい。なお、地下水の調査を行う場合において、過去の調査データを利用する場合は、季節による水位の変化等、地下水の性質を鑑みた利用を行っていただきたい。</p>	<p>準備書・評価書の段階においては、地下水に対する現地調査を実施していませんが、都市計画対象道路実施区域の周辺において水道水源が分布していることを確認しており、地下水の保全に配慮した事業の実施が必要と考えています。今後、設計を実施する段階では、地下水脈への影響を把握し、関係機関への事前協議を行う予定としています。</p>
	<p>(2) 地質図において、亀山市においてもゾウやワニの化石が第三紀の地層から出土しているため、可能な限り調査で確認いただきたい。</p>	<p>広域に及ぶ都市計画対象道路を対象として化石の調査を実施することは、経済的に困難だと判断しています。ただし、今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、必要に応じて、地層の確認と化石の存在について専門家に助言を仰ぎます。また、工事の実施に伴いゾウやワニ等の化石が発掘された場合は、工事を一時的に中断するとともに、関係機関へ速やかに連絡を行い、必要な対応を協議します。</p>
動物、植物、生態系	<p>(1) 生態系調査において、計画区域に生存している動植物について可能な限り対象としていただきたい。また、文献調査、現地調査のみならず、地元への聞き取りを行っていただきたい。</p>	<p>現地調査において確認された全ての動植物から、予測対象とする重要な種を選定し、予測・評価を実施しました。方法書に対する一般の環境の保全の見地からの意見として、対象地域で留意すべき動植物に関する情報をいただいています。</p>
	<p>(2) 生態系関係において、「上位性、典型性、特殊性の視点から抽出した注目種・群集の候補」について、「山地の水田、台地丘陵地の水田、低地の水田」の典型性にトノサマガエルを、また、「開放水域」の典型性にイシガメの追加を検討いただきたい。</p>	<p>「山地の水田、台地丘陵地の水田、低地の水田」の典型性にトノサマガエルを、また、「開放水域」の典型性にイシガメを追加しました。</p>
	<p>(3) 動植物生息状況において、引用した文献・資料以外の文献等も用いて予測を行っていただきたい。</p>	<p>予測評価は、現地調査結果に基づき、予測対象地域における重要種の確認位置を考慮して行い、その結果を準備書でお示しました。なお、方法書作成後に公表された、重要種の具体的な生息・生育位置等を示した文献等は確認されませんでした。</p>
	<p>(4) 計画区間は、ネコギギの繁殖地域には該当しないが、天然記念物であることから、各種団体の調査等幅広く情報収集を行い、より厳密な調査をされたい。</p>	<p>各種団体の調査等の情報を幅広く収集したところ、当該地域でのネコギギの生息情報が確認されました。このため、ネコギギを対象とした現地調査を実施しましたが、ネコギギは確認されませんでした。</p>
	<p>(5) 天然記念物等の一覧について、地域指定がされていないニホンカモシカやネコギギも追加いただきたい。</p>	<p>天然記念物等の一覧にニホンカモシカ及びネコギギを追加しました。</p>

表9-3(3) 亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
歴史	<p>亀山市の安楽川周辺には、能褒野王塚古墳など景観の重要な箇所や眺望点が存在している。亀山市の景観のポイントについて追加いただきたい。</p>	<p>主要な眺望点として、能褒野橋、フラワーロード等を追加して再整理しました。また、予測地点としては、能褒野橋及び太田地区安楽川堤防を選定しました。</p>